

水戸市中小企業・小規模企業振興計画 (素案)

水戸市

目次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題等.....	3
1 経済の状況	3
2 企業等の状況	5
3 雇用・労働の状況	13
4 中小企業・小規模企業アンケート結果抜粋.....	15
5 課題の整理	21
第3章 計画の基本的方向.....	23
1 目指す姿	23
2 基本方針	23
3 計画の目標	24
4 施策の体系	25
第4章 施策の展開.....	26
第5章 推進体制と進行管理	35
1 推進体制	35
2 進行管理	35
参考資料.....	36
水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例.....	36

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業（以下、「中小企業者」という。）は、地域経済や雇用を支えるとともに、その企業活動を通じて、地域社会や市民生活の向上に重要な役割を果たしております。

しかしながら、中小企業者を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・高齢化による労働力人口の減少や経済活動のグローバル化による国際競争の激化、デジタル化の急速な発展など、大きく変化しています。

そのような状況の中で、本市では、中小企業者の多様な活力ある成長と発展が図られるよう、中小企業者の振興に係る基本理念等を定めた「水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例」（以下「条例」という。）を、令和5年4月1日に施行しました。

本計画は、SDGsの理念を踏まえながら、条例に規定する基本理念等に基づき、中小企業者の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

参考1 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例抜粋

（基本理念）

第3条 中小企業者の振興は、次に掲げる基本理念に沿って推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られる環境を整備していくこと。
- (3) 中小企業者並びに市、国、茨城県、大企業者、中小企業関係団体、金融機関等、教育機関及び市民が連携し、一体となって行っていくこと。

（市の施策の基本方針）

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業者の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新、経営基盤の強化等を支援すること。
- (2) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (3) 中小企業者の創業及び円滑な事業承継を支援すること。
- (4) 中小企業者の円滑な資金調達を支援すること。
- (5) 中小企業者における地場製品の普及を促進するための活動を支援すること。
- (6) 中小企業者において、多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。
- (7) 中小企業者における本市の特色ある地域資源を活用した事業活動を支援すること。
- (8) 中小企業者の事業活動を通じた地球環境の保全への取組を支援すること。
- (9) 中小企業者の振興に資する企業誘致を推進すること。
- (10) 災害時等において、中小企業者が速やかに事業を再開するための取組を支援すること。

（計画の策定）

第12条 市は、前条の規定による施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業者の振興に関する計画を策定するものとする。

参考2 中小企業者・小規模企業者の定義（中小企業基本法第2条）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資金の総額	常時雇用する 従業員の数	常時雇用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（卸売業、サ ービス業、小売業を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	

2 計画の位置付け

本計画は、条例に基づき策定する中小企業者の振興に関する施策の総合的な計画であるとともに、本市の最上位計画である「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー」における関連個別計画の一つに位置付けられます。

施策の展開に当たっては、国や県における政策の動向を踏まえるとともに、「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連する個別計画との整合性を図りながら取り組むこととします。

図1 計画の位置付け

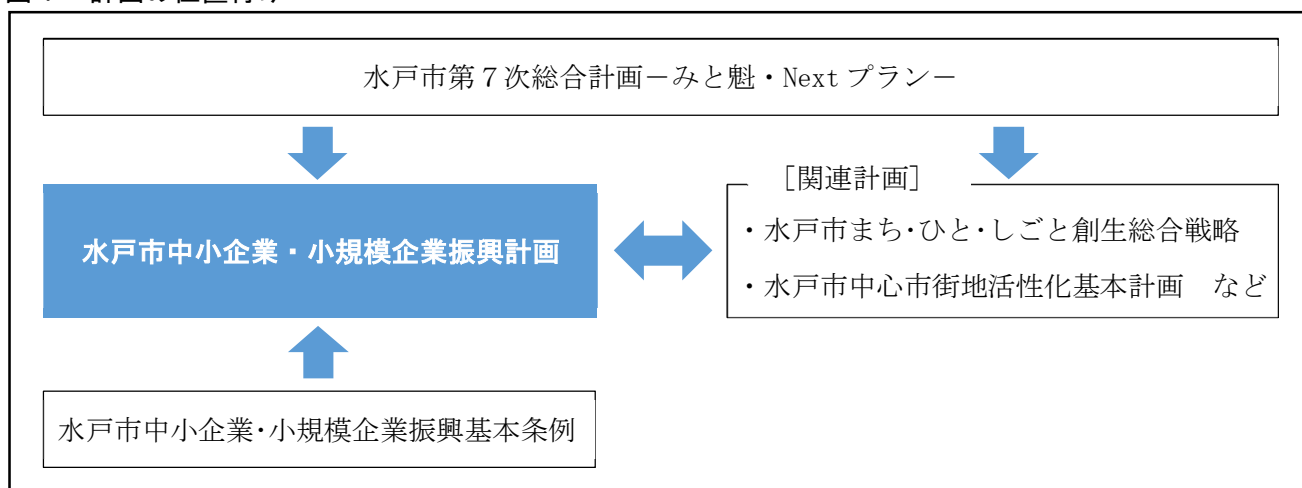


図2 計画と関連するSDGsの目標



3 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題等

1 経済の状況

(1) 実質市内総生産の推移

本市の実質市内総生産は、2011(平成23)年の東日本大震災の影響を受けて減少し、その後、回復基調となりましたが、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて再び減少し、1兆2,444億円となっています。

表1 実質市内総生産の推移

(百万円)

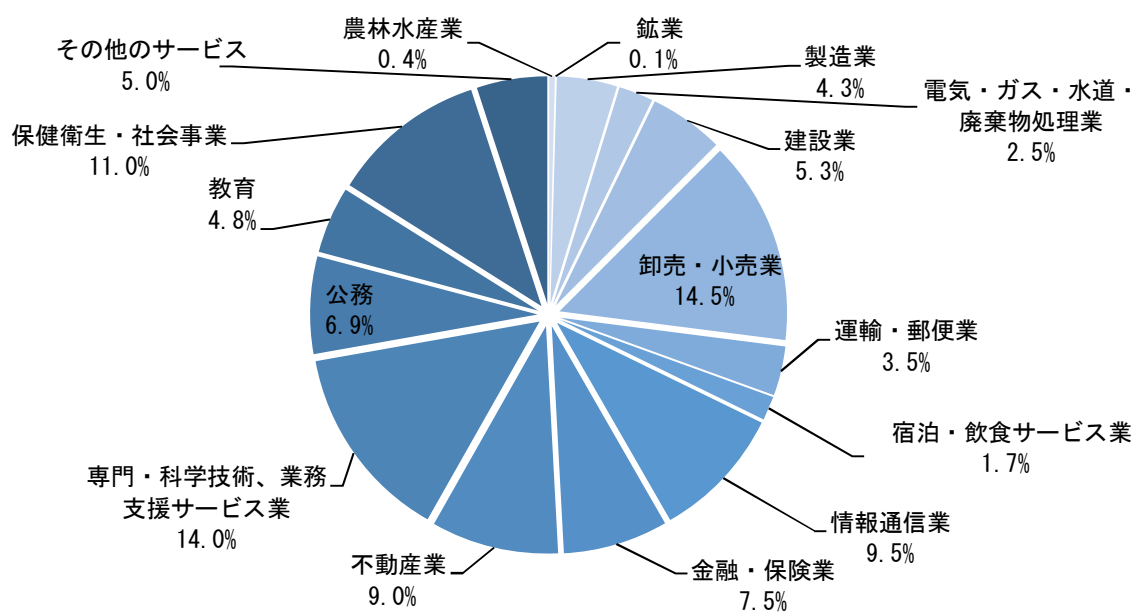
	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
水戸市	1,213,985	1,195,086	1,173,776	1,127,250	1,201,831	1,253,689	1,287,464	1,294,467	1,288,147	1,244,490
茨城県	13,079,715	12,898,042	12,941,670	12,955,423	13,364,812	13,313,110	14,216,993	14,314,349	13,990,258	13,528,996
対県構成	9.3%	9.3%	9.1%	8.7%	9.0%	9.4%	9.1%	9.0%	9.2%	9.2%

(出典：市町村民経済計算 茨城県)

(2) 経済活動別実質市内総生産

産業別に2020(令和2)年度の実質市内総生産をみると、「卸売・小売業」が14.5%となるなど、第3次産業が約9割を占めています。

図1 経済活動別実質市内総生産の割合(2020(令和2)年度)

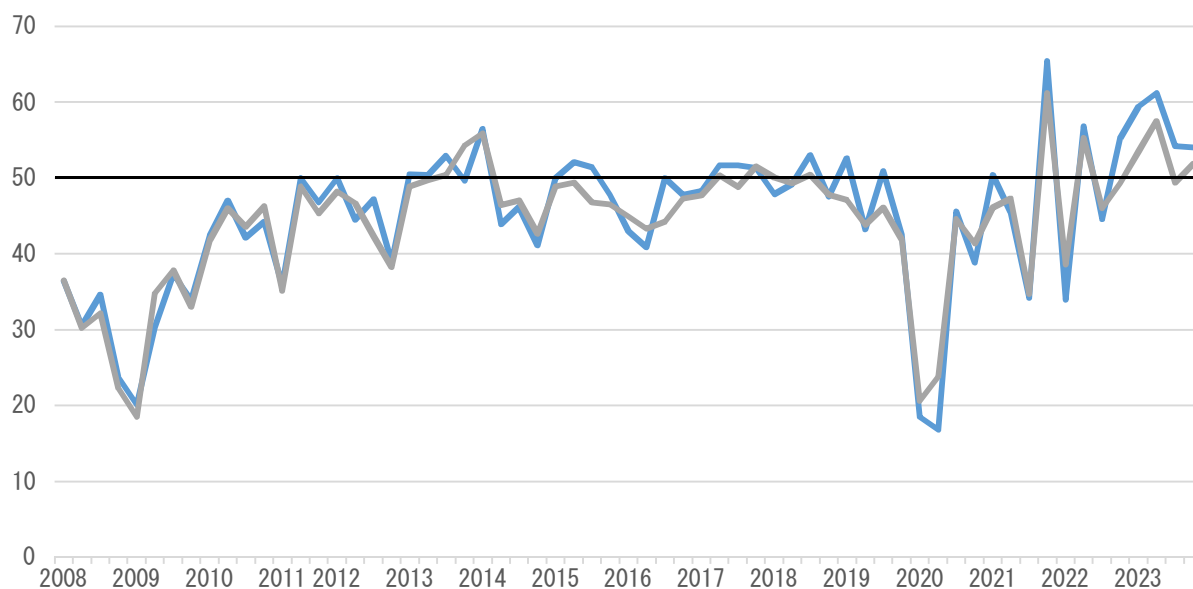


(出典：市町村民経済計算 茨城県)

(3) 景況DI

県内の景況感をみると、2020（令和2）年のはじめに新型コロナウイルス感染症による影響から県内の企業の景況が一気に悪化しました。その後、2023（令和5）年にかけては回復基調にありますが、物価高騰や人手不足など、先行きは不透明な状況となっています。

図2 県内の景況DIの推移



(出典：茨城県景気ウォッチャー調査 茨城県)

— 県央地域 — 全県

※DI (Diffusion Index) については、景気の方角性を総合的に示す景気動向指数の一つ。

※数値については、景気の現状を「良くなっている(+1)」「やや良くなっている(+0.75)」「変わらない(+0.5)」「やや悪くなっている(0.25)」「悪くなっている(0)」の5段階で判断しており、各回答区分の点数をそれに対応する構成比(%)に乗じて合計したものを指標(DI)として算出している。全員が「変わらない」と回答した場合はDI=50となるため、50を上回っているときは、景気の上昇局面にあり、また50を下回っているときは、景気の下局面にあるといえる。

※県央地域は、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村が含まれる。

※2011年3月期は東日本大震災の影響で数値なし。

2 企業等の状況

(1) 事業所数・従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数は、2009(平成21)年以降、減少傾向が続いています。

事業所数は、2021(令和3)年には12,442事業所と、2016(平成28)年の13,136事業所に比べて5.3%減となっています。従業者数は、2021(令和3)年に144,093人であり、2016(平成28)年の145,374人に比べて0.9%減となっています。

全国の中核市(平均)における事業所数は、2016(平成28)年から2021(令和3)年の推移で、4.2%減少している一方で、従業者数は0.6%の増加となっています。

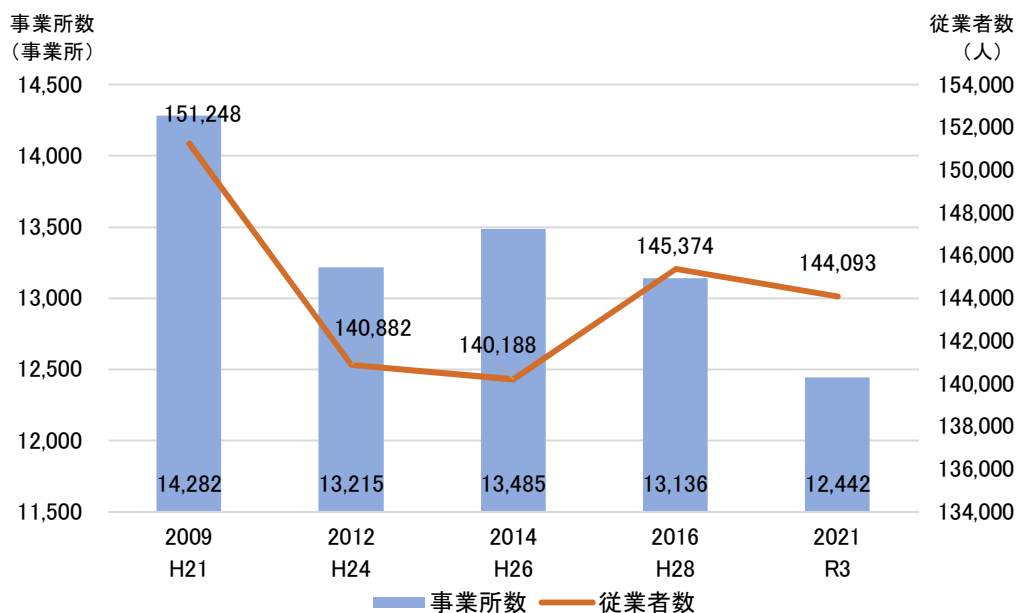
表2 事業所数・従業者数の推移

		2009 (H21)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)	増減率 2016⇒2021
事業所数		14,282	13,215	13,485	13,136	12,442	▲5.3%
従業者数		151,248	140,882	140,188	145,374	144,093	▲0.9%
中核市 (平均)	事業所数	16,624	15,516	15,801	15,297	14,652	▲4.2%
	従業者数	160,465	153,404	157,400	156,017	156,907	0.6%

(出典：経済センサス 総務省統計局)

※中核市(平均)の算出に当たっては、令和6年1月1日時点の中核市である62市を対象としている。

図3 事業所数・従業者数の推移



(出典：経済センサス 総務省統計局)

(2) 従業者規模別事業所数の推移

2016（平成28）年と2021（令和3）年の従業者規模別事業所数を比較すると、従業者29人以下の事業所、及び従業者200人以上の事業所は減少している一方で、従業者100～199人の事業所は、20.4%の増加となっています。

その中で、従業者1～4人の小規模事業所は、減少率は8.0%ですが、減少数は556事業所と、全体の減少数の約8割を占めています。

表3 従業者規模別事業所数の推移

従業者規模	2009 (H21)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)	増減率 2016⇒2021
1～4人	7,790	7,185	7,297	6,968	6,412	▲8.0%
5～9人	3,078	2,787	2,846	2,778	2,677	▲3.6%
10～19人	1,819	1,740	1,763	1,759	1,705	▲3.1%
20～29人	645	614	667	667	638	▲4.3%
30～49人	469	424	453	455	456	0.2%
50～99人	280	263	269	283	283	0.0%
100～199人	96	108	87	93	112	20.4%
200～299人	26	28	28	25	22	▲12.0%
300人以上	33	24	24	32	29	▲9.4%
出向・ 派遣従業者のみ	46	42	51	76	108	42.1%
合計	14,282	13,215	13,485	13,136	12,442	▲5.3%

(出典：経済センサス 総務省統計局)

(3) 産業別事業所数・従業者数の内訳

本市の事業所数の産業別構成比は、第3次産業が8割を超え、その内、「卸売業、小売業」が25.1%と大きな割合を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

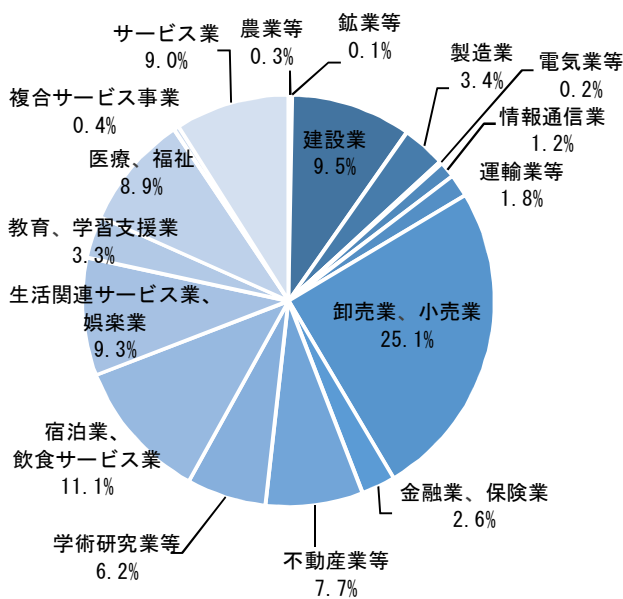
従業者数についても、第3次産業が8割以上を占め、「卸売業、小売業」の割合が20.9%と最も大きくなっています。

表4 産業別事業所数・従業者数（2021(令和3)年）

産業大分類	事業所数		従業者数	
		構成比		構成比
第1次産業（農業、林業、漁業）	35	0.3%	431	0.3%
第2次産業	1,604	12.9%	17,038	11.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.1%	8	0.1%
建設業	1,177	9.5%	10,364	7.2%
製造業	426	3.4%	6,666	4.6%
第3次産業	10,803	86.8%	126,624	87.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	28	0.2%	646	0.4%
情報通信業	154	1.2%	3,109	2.2%
運輸業、郵便業	223	1.8%	7,571	5.3%
卸売業、小売業	3,119	25.1%	30,120	20.9%
金融業、保険業	328	2.6%	6,770	4.7%
不動産業、物品賃貸業	955	7.7%	4,126	2.9%
学術研究業、専門・技術サービス業	776	6.2%	5,547	3.8%
宿泊業、飲食サービス業	1,380	11.1%	11,457	8.0%
生活関連サービス業、娯楽業	1,151	9.3%	6,890	4.8%
教育、学術支援業	410	3.3%	5,208	3.6%
医療、福祉	1,113	8.9%	23,666	16.4%
複合サービス事業	50	0.4%	588	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	1,116	9.0%	20,926	14.5%
全産業	12,442	100.0%	144,093	100.0%

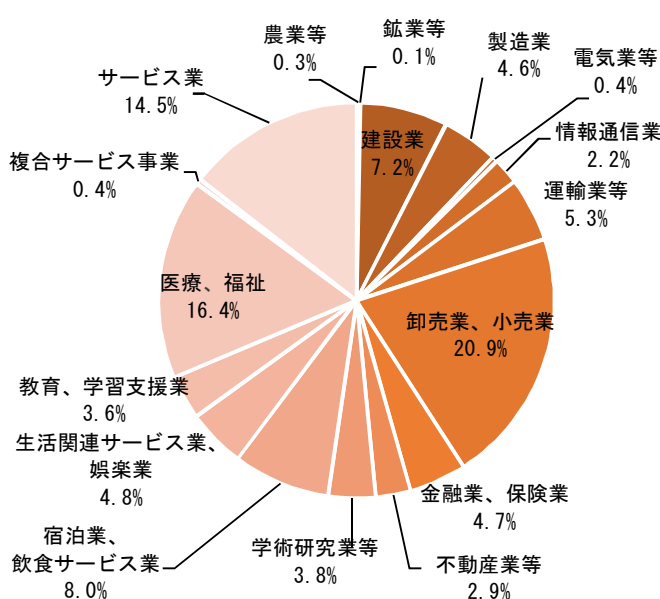
(出典：経済センサス 総務省統計局)

図4 産業別事業所数構成比



(出典：経済センサス 総務省統計局)

図5 産業別従業者構成比



(出典：経済センサス 総務省統計局)

(4) 中小企業者・小規模企業者の割合

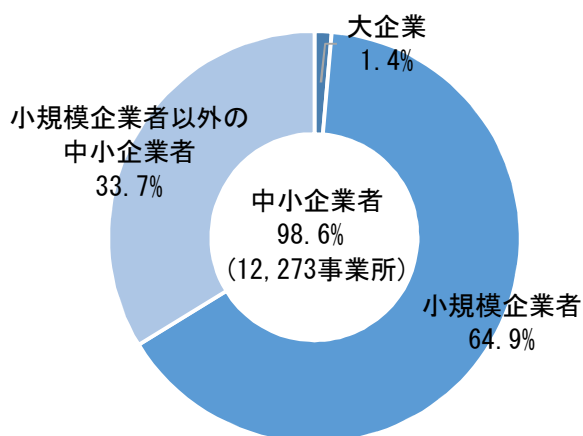
中小企業基本法による定義（従業者数要件のみ）に準じて市内の中小企業者の割合を推計すると、事業所全体の98.6%、従業者数全体の75.5%を占めています。

表5 事業所数・従業者数に占める中小企業者の割合（2021（令和3）年）

産業大分類	事業所数 総数	事業所数に占める割合		従業者数 総数	従業者数に占める割合	
		中小企業者 の割合	小規模 企業者 の割合		中小企業者 の割合	小規模 企業者 の割合
農林漁業	35	100.0%	77.1%	431	100.0%	52.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0%	100.0%	8	100.0%	100.0%
建設業	1,177	100.0%	91.5%	10,364	100.0%	58.9%
製造業	426	99.5%	81.5%	6,666	88.1%	28.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	28	100.0%	75.0%	646	100.0%	12.7%
情報通信業	154	96.8%	48.7%	3,109	77.5%	8.3%
運輸業、郵便業	223	99.1%	55.6%	7,571	82.3%	15.3%
卸売業、小売業	3,119	98.3%	55.9%	30,120	79.3%	15.8%
金融業、保険業	328	99.7%	72.9%	6,770	79.7%	24.6%
不動産業、物品賃貸業	955	99.9%	91.5%	4,126	91.8%	56.0%
学術研究業、専門・技術サービス業	776	99.7%	67.4%	5,547	94.2%	24.0%
宿泊業、飲食サービス業	1,380	98.8%	58.8%	11,457	89.4%	17.8%
生活関連サービス業、娯楽業	1,151	99.9%	76.3%	6,890	97.3%	28.0%
教育、学術支援業	410	98.8%	61.5%	5,208	69.5%	10.0%
医療、福祉	1,113	97.0%	35.6%	23,666	61.3%	4.7%
複合サービス事業	50	96.0%	44.0%	588	59.5%	13.6%
サービス業(他に分類されないもの)	1,116	96.0%	59.5%	20,926	43.5%	7.5%
総計	12,442	98.6%	64.9%	144,093	75.5%	18.8%

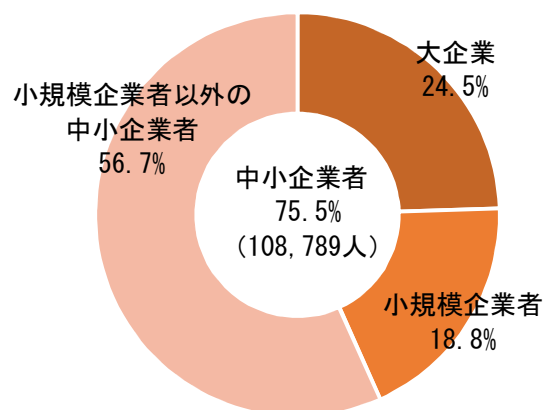
(出典：経済センサス 総務省統計局)

図6 事業所数に占める中小企業者等の割合



(出典：経済センサス 総務省統計局)

図7 従業者数に占める中小企業者等の割合



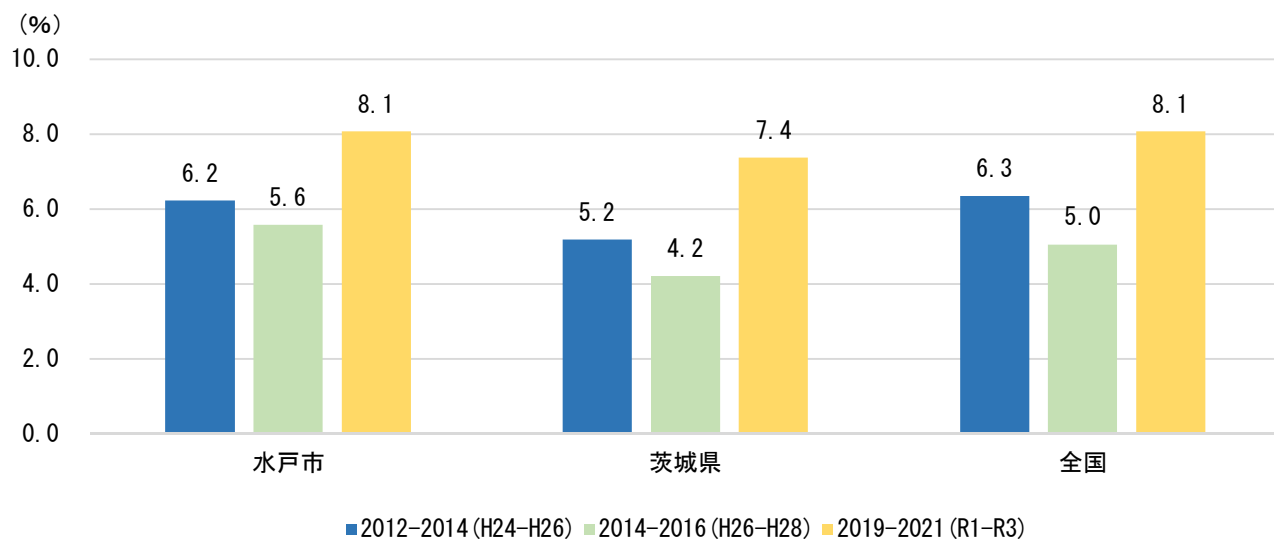
(出典：経済センサス 総務省統計局)

※上記の表及び図における中小企業者・小規模企業者数は、中小企業基本法による定義に準じて算出している。

(5) 創業比率の推移

2019-2021（令和1-3）年の市内事業所の創業比率は8.1%となっており、茨城県と比較すると高く、全国とは同水準となっています。創業比率の全国順位が公表されている2014-2016（H26-H28）において、本市は、全国で272位、茨城県内で5位となっています。

図8 創業比率の推移



(出典：経済センサス 総務省統計局)

※創業比率とは、特定の期間において、「(1) 新設事業所（又は企業）を年平均にならした数」の「(2) 期首において既に存在していた事業所（又は企業）」に対する割合であり、(1) / (2) で求める。

(6) 主な業種別の状況

①小売業

本市の小売業は、2021（令和3）年で年間商品販売額 379,015 百万円、事業所数 1,905 事業所、従業者数 17,002 人となっており、2016（平成28）年と比べて、それぞれ 5.9%、3.5%、2.5%減少しています。

全国の中核市（平均）における年間商品販売額及び事業所数は、2016（平成28）年から2021（令和3）年の推移で、それぞれ 5.4%、6.8%減少している一方で、従業者数は 0.3%増加しています。

表6 小売業の推移

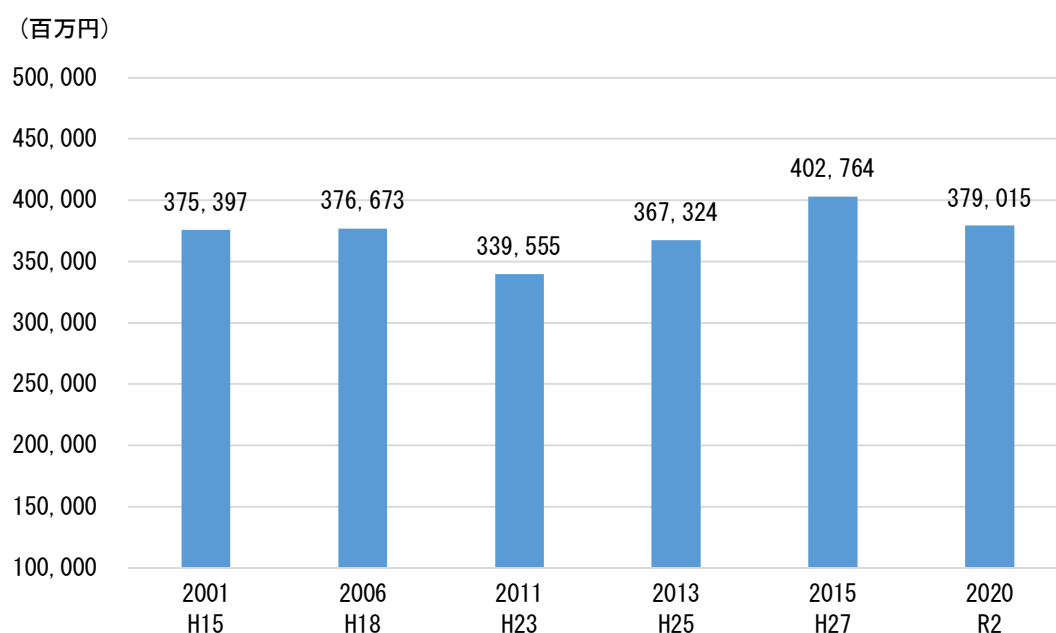
	2002 (H16)	2007 (H19)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)	増減率 2016⇒2021	
年間商品販売額 (百万円)	375,397	376,673	339,555	367,324	402,764	379,015	▲5.9%	
事業所数	2,740	2,552	1,886	1,856	1,974	1,905	▲3.5%	
従業者数	20,621	19,522	14,754	15,462	17,441	17,002	▲2.5%	
売場面積 (㎡)	415,300	457,897	395,083	442,588	409,999	424,941	3.6%	
中核市 平均)	年間商品販売額 (百万円)	378,395	389,448	320,682	356,881	398,479	376,813	▲5.4%
	事業所数(事業所)	3,249	3,166	2,179	2,154	2,291	2,136	▲6.8%
	従業者数(人)	21,858	22,171	16,235	17,151	18,830	18,894	0.3%
	売場面積 (㎡)	412,401	442,779	398,440	402,931	409,369	407,323	▲0.5%

(出典：商業統計 経済産業省、経済センサス 総務省統計局)

※年間商品販売額は、表記年の前年1年間の数値になる。

※中核市（平均）の算出に当たっては、令和6年1月1日時点の中核市である62市を対象としている。

図9 市内年間商品販売額（小売業）の推移



(出典：商業統計 経済産業省、経済センサス 総務省統計局)

②卸売業

本市の卸売業は、2021（令和3）年で年間商品販売額1,189,678百万円、事業所数812事業所、従業者数8,743人となっており、2016（平成28）年と比べて、年間商品販売額は4.8%増加している一方で、事業所数は7.1%、従業者数は3.9%減少しています。

全国の中核市（平均）における年間商品販売額、事業所数及び従業者数は、2016（平成28）年から2021（令和3）年の推移で、それぞれ7.5%、5.1%、1.8%減少しています。

表7 卸売業の推移

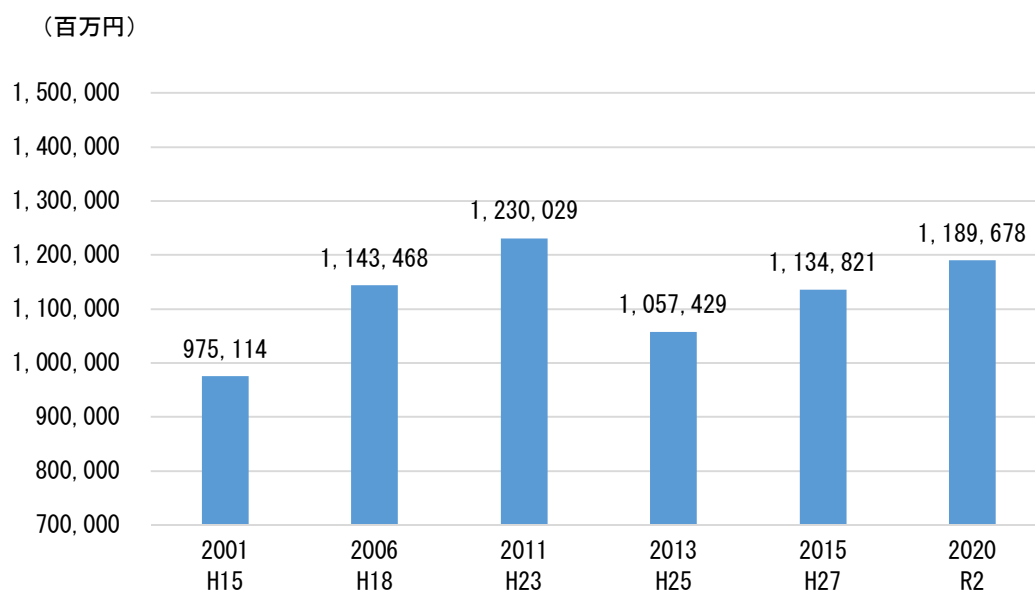
		2002 (H16)	2007 (H19)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)	増減率 2016⇒2021
年間商品販売額 (百万円)		975,114	1,143,468	1,230,029	1,057,429	1,134,821	1,189,678	4.8%
事業所数		1,151	977	801	796	874	812	▲7.1%
従業者数		12,391	11,312	7,635	8,858	9,098	8,743	▲3.9%
中核市 平均	年間商品販売額 (百万円)	800,428	805,565	673,842	694,181	787,061	728,176	▲7.5%
	事業所数	1,108	1,018	822	798	862	818	▲5.1%
	従業者数	10,413	9,844	7,357	7,375	8,126	7,983	▲1.8%

（出典：商業統計 経済産業省、経済センサス 総務省統計局）

※年間商品販売額は、表記年の前年1年間の数値になる。

※中核市（平均）の算出に当たっては、令和6年1月1日時点の中核市である62市を対象としている。

図10 市内年間商品販売額（卸売業）の推移



（出典：商業統計 経済産業省、経済センサス 総務省統計局）

③製造業

本市の製造業は、2021（令和3）年で製造品出荷額 126,471 百万円、事業所数 185 事業所、従業員数 5,397 人で、2020（令和2）年と比べて、それぞれ 10.4%、6.6%、8.9%減少しています。

全国の中核市（平均）における製造品出荷額、事業所数及び従業員数は、2016（平成28）年から 2021（令和3）年の推移で、それぞれ 8.0%、3.9%、3.7%減少しています。

表 8 製造業の推移（従業員 4 人以上の事業所）

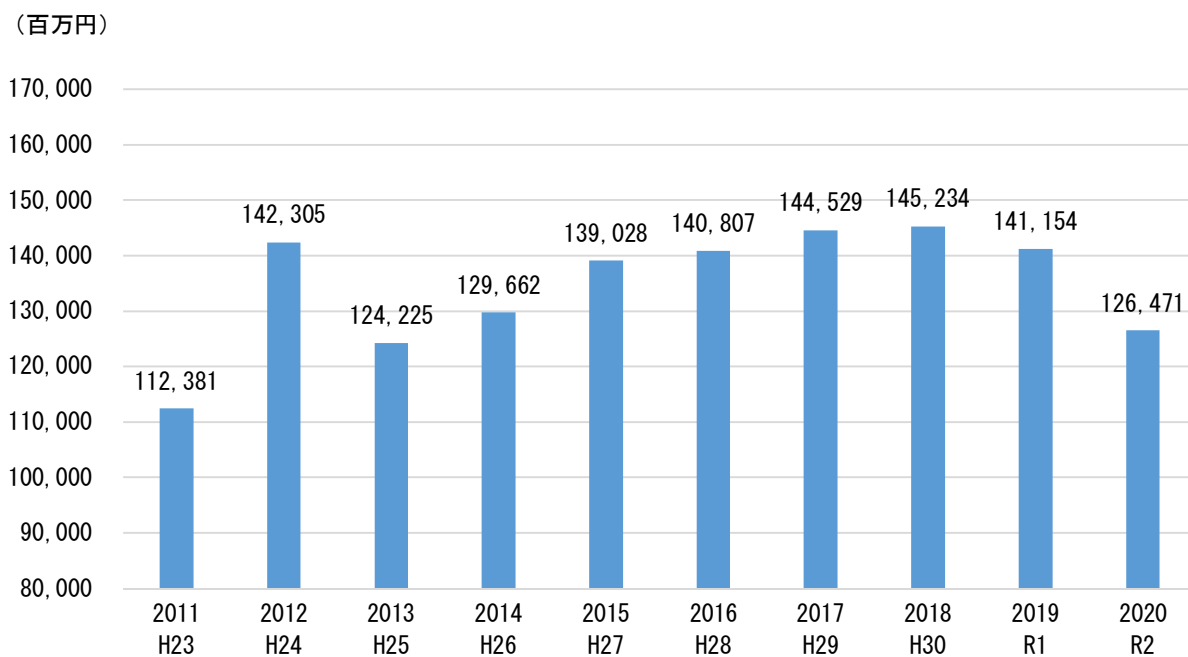
	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	増減率 2019⇒2020	
製造品出荷額 (百万円)	112,381	142,305	124,225	129,662	139,028	140,807	144,529	145,234	141,154	126,471	▲10.4%	
事業所数	250	250	238	227	231	219	212	210	198	185	▲6.6%	
従業員数	6,149	6,823	6,074	6,284	6,170	6,353	6,355	6,240	5,925	5,397	▲8.9%	
中核市 平均	製造品出荷額 (百万円)	750,441	837,395	863,330	903,325	921,538	897,282	940,031	988,149	962,875	885,979	▲8.0%
	事業所数	577	548	531	514	551	487	478	471	465	447	▲3.9%
	従業員数	18,039	18,653	18,638	18,631	18,795	19,192	19,425	19,589	19,391	18,677	▲3.7%

（出典：工業統計 経済産業省、経済センサス 総務省統計局）

※製造品出荷額は、表記年の前年 1 年間の数値になる。

※中核市（平均）の算出に当たっては、令和 6 年 1 月 1 日時点の中核市である 62 市を対象としている。

図 11 市内製造品出荷額の推移



（出典：工業統計 経済産業省、経済センサス 総務省統計局）

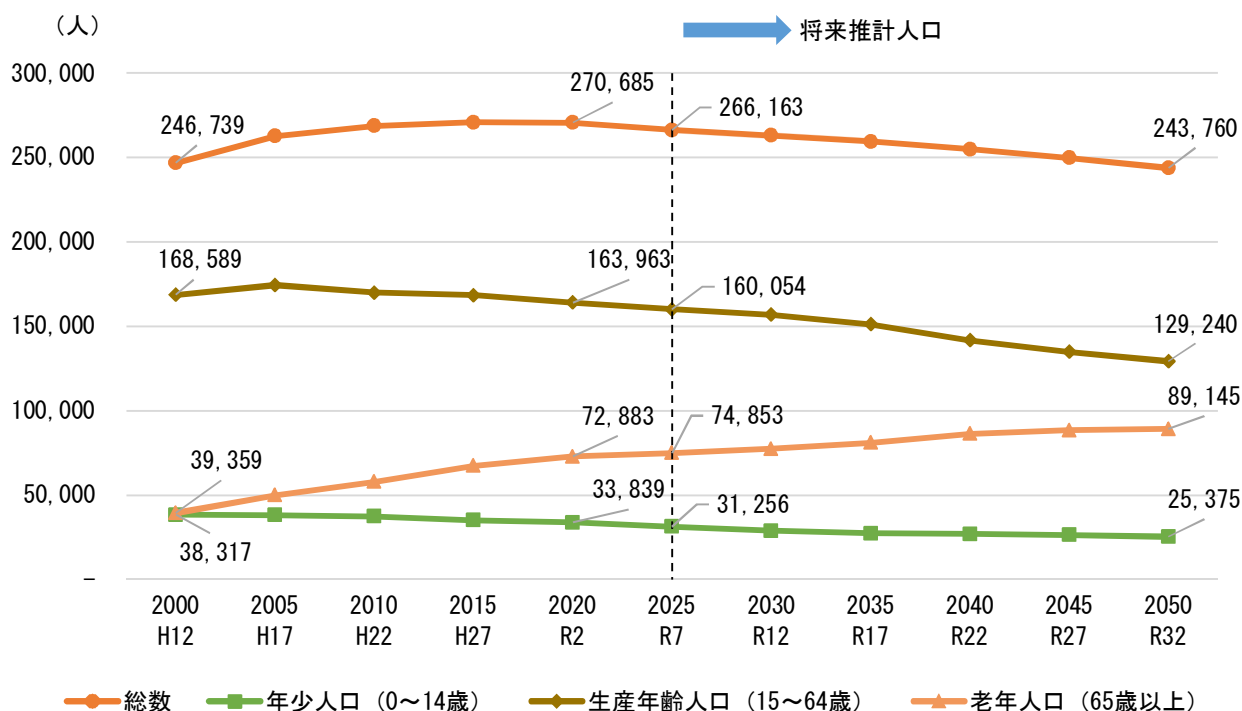
3 雇用・労働の状況

(1) 人口の推移と将来人口

本市の総人口は、2020（令和2）年の国勢調査において、270,685人となり、それまでの人口増加傾向から人口減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所によると、2050（令和32）年には、約10%減の243,760人になると推測されています。

生産年齢人口については、2020（令和2）年の163,963人から、2050（令和32）年は129,240人まで減少すると推測されています。年少人口については、2000（平成12）年に老年人口（65歳以上）を下回り、2050（令和32）年には25,375人まで減少すると推測されています。老年人口については、2050（令和32）年には89,145人で全体の36.6%を占め、高齢化がより一層進むとみられています。

図12 人口の推移と将来人口



(出典：国勢調査 総務省、日本の地域別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 (2023年12月))

表9 人口の推移と将来人口

	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
総数	246,739	262,603	268,750	270,783	270,685	266,163	263,049	259,358	254,892	249,683	243,760
割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 (0~14歳)	38,317	38,118	37,340	35,035	33,839	31,256	28,919	27,344	26,988	26,435	25,375
割合	15.6%	14.5%	14.1%	12.9%	12.5%	11.7%	11.0%	10.5%	10.6%	10.6%	10.4%
生産年齢人口 (15~64歳)	168,589	174,321	169,886	168,435	163,963	160,054	156,819	151,093	141,609	134,761	129,240
割合	68.5%	66.4%	64.1%	62.2%	60.6%	60.1%	59.6%	58.3%	55.6%	54.0%	53.0%
老年人口 (65歳以上)	39,359	49,935	57,793	67,313	72,883	74,853	77,311	80,921	86,295	88,487	89,145
割合	16.0%	19.0%	21.8%	24.9%	26.9%	28.1%	29.4%	31.2%	33.9%	35.4%	36.6%

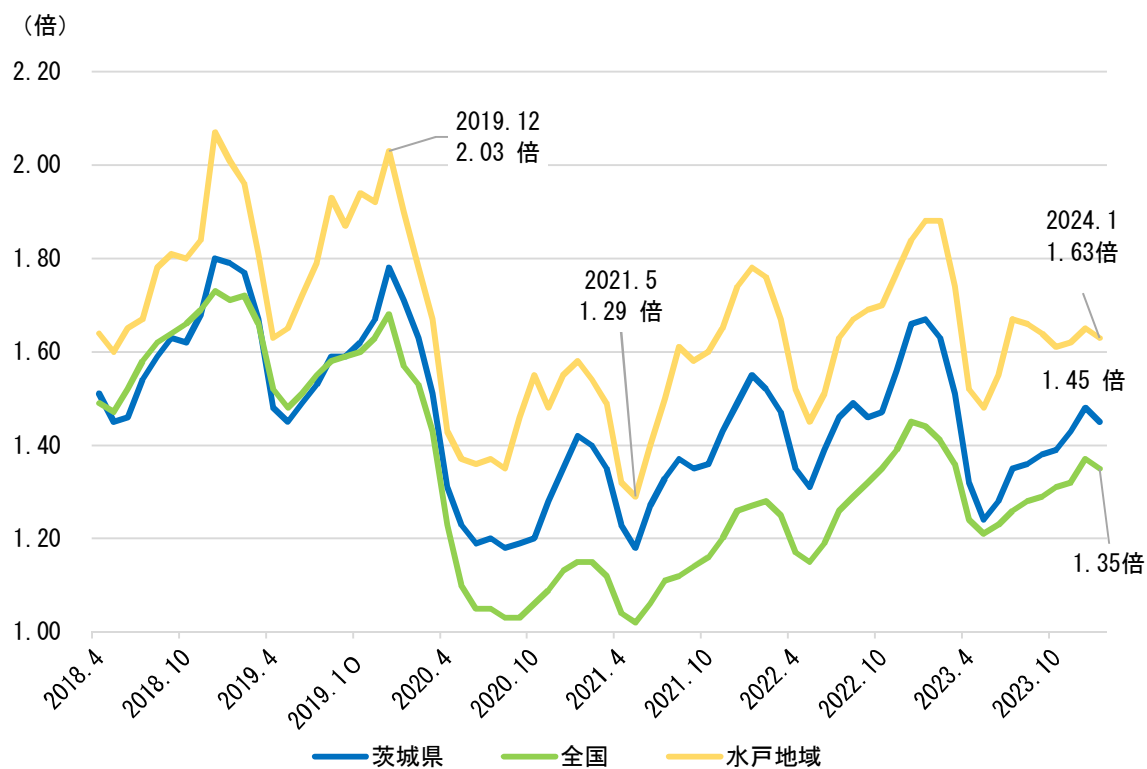
(出典：国勢調査 総務省統計局、日本の地域別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 (2023年12月))

※2015年及び2020年は、「年齢不詳」をあん分によって補完した「不詳補完値」を使用している。

(2) 有効求人倍率の推移

水戸地域における有効求人倍率は、全国や茨城県と比べ高い水準で推移していますが、2019(令和元)年12月を境に、新型コロナウイルス感染症による影響から急減しています。その後、回復基調となり、2024(令和6)年1月には1.63倍となっています。

図13 有効求人倍率の推移（臨時含む）



(出典：雇用ニュース 茨城労働局)

※水戸地域は、水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村が含まれる。

4 中小企業・小規模企業アンケート結果抜粋

本計画策定に向けた基礎資料として、市内企業が抱える課題等を把握し、必要な施策等を検討するため、市内の中小企業者 2,000 事業所を対象としてアンケート調査を実施しました。

アンケート調査概要

調査名	水戸市中小企業・小規模企業振興計画策定に係るアンケート調査
調査期間	令和5年6月19日(月)から7月5日(水)まで
調査方法	郵送、Web(回答はWeb又はFAX)
調査対象	市内中小企業及び小規模企業 2,000 事業所
回収件数	402 件(回収率 20.1%)
備考	有効回答数を「n」で表している。 単一回答の設問は「SA」、複数回答の設問は「MA」で表している。

(1) デジタル化・DXの実施

新型コロナウイルス感染症拡大以前と比べたデジタル化の実施について、「進んでいる」と回答した割合は 41.5%となっています。

具体的な取組としては、「Web会議」と回答した割合が 25.8%と最も高くなっています。一方、「進んでいない」と回答した割合は 58.5%となり、本市の中小企業者におけるデジタル化はまだ進んでいないといえます。

図 12 デジタル化・DXの実施

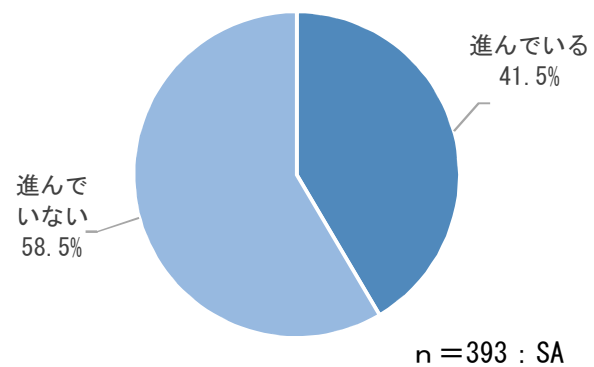
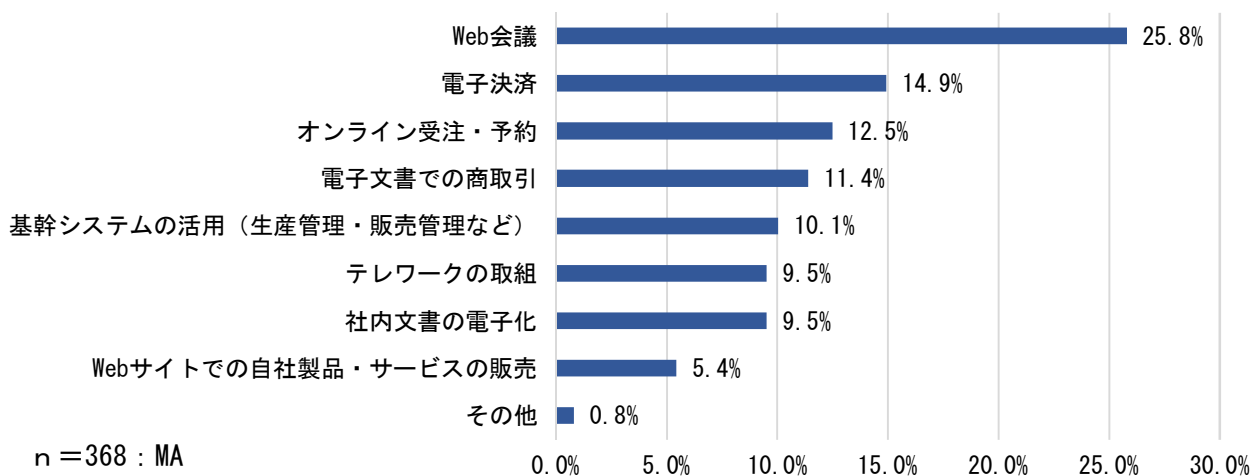


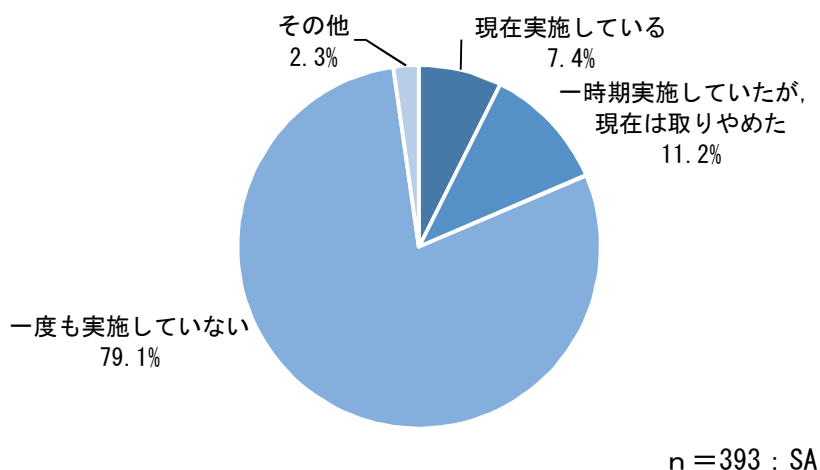
図 14 デジタル化・DXの取組内容



(2) テレワークの実施

テレワークの実施について、「一度も実施していない」と回答した割合が79.1%と最も多くなっています。「一時期実施していたが、現在は取りやめた」(11.2%)「現在実施している」(7.4%)を合わせると18.6%であり、本市の中小企業者におけるテレワークの普及率は低いことが分かります。

図15 テレワークの実施

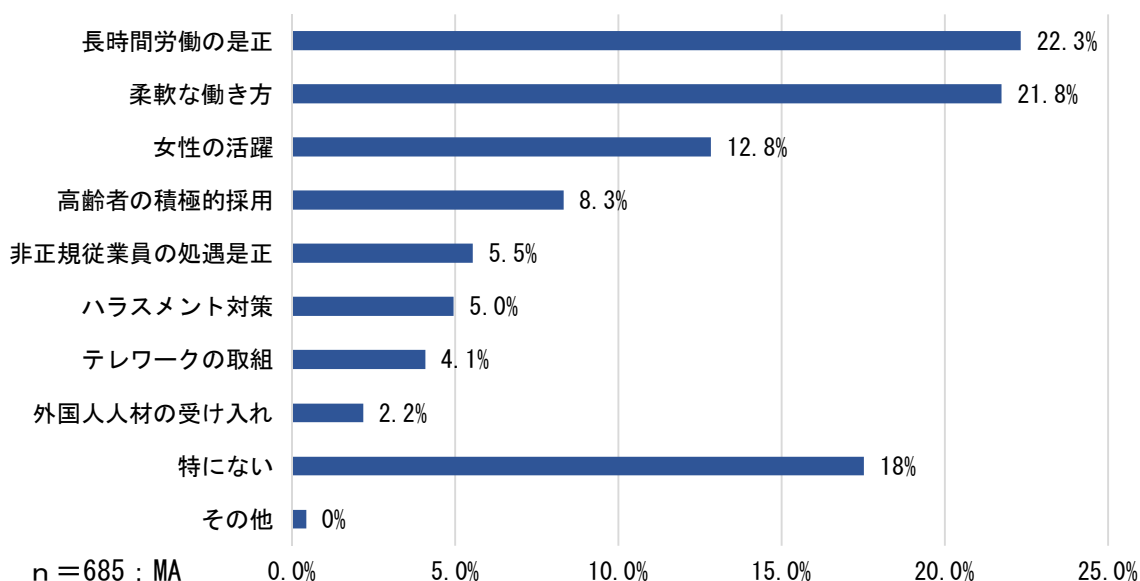


(3) 働き方改革に関する取組

現在取り組んでいる働き方改革に関する取組としては、「長時間労働の是正」と回答した割合が22.3%と最も多く、次いで「柔軟な働き方」が21.8%と続いています。

自由回答における具体的な取組としては、勤務時間の管理徹底による長時間労働の是正、フレックス制度の導入等により各個人に合わせた働きやすい勤務形態をつくること、業種を問わず女性が活躍できる職場環境づくりなどが挙げられています。

図16 働き方改革に関する取組



(4) カーボンニュートラルに関する取組

カーボンニュートラルに関する取組について、「既に取り組んでいる」と回答した割合は32.9%であり、具体的な取組としては、「照明のLED化」や「電気自動車・ハイブリッド車の導入」が多くなっています。

しかし、「既に取り組んでいる」と「検討中」(13.8%)を合わせても46.7%であり、その割合はあまり高くないといえます。

図17 カーボンニュートラルに関する取組

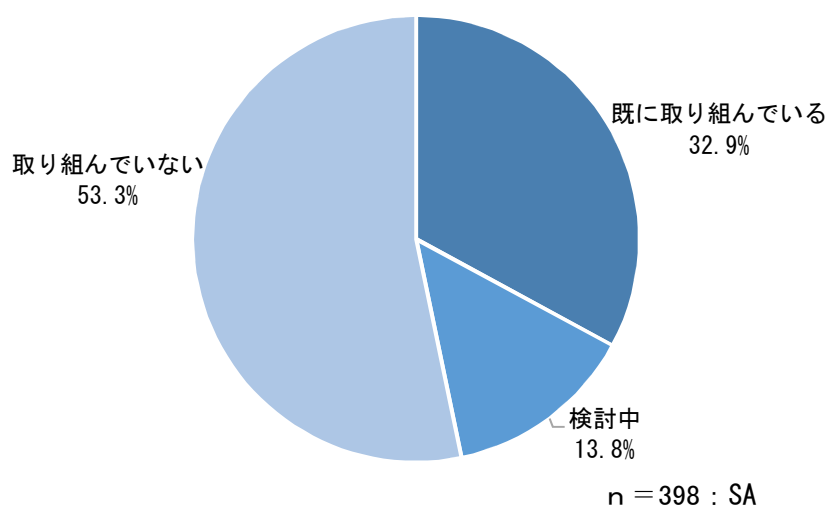
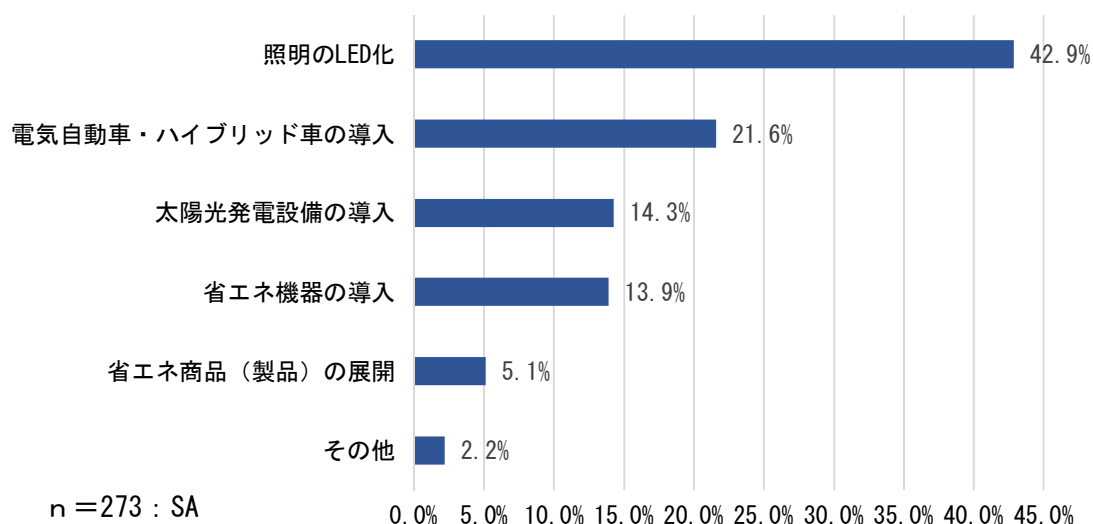


図18 カーボンニュートラルに関する取組内容



(5) 事業承継（後継者）

事業承継（後継者）について、「決定している」（17.0%）、「検討中（後継者候補がいる）」（18.5%）と回答した割合を合わせると 35.5%であり、その内、「親族」への事業承継が 74.1%となっています。

最も高いのは「未定」で全体の約 3 割を占めており、「検討中（候補者候補がない）」（13.3%）と合わせると 40.4%であることから、地域経済の持続的な発展のためにも、大きな課題となっています。

図 19 事業承継（後継者）の有無

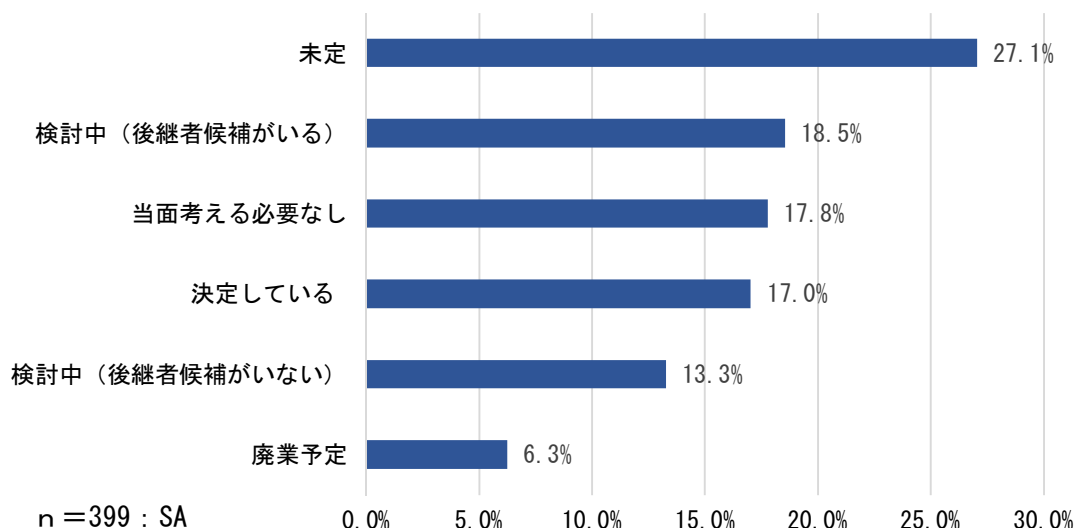
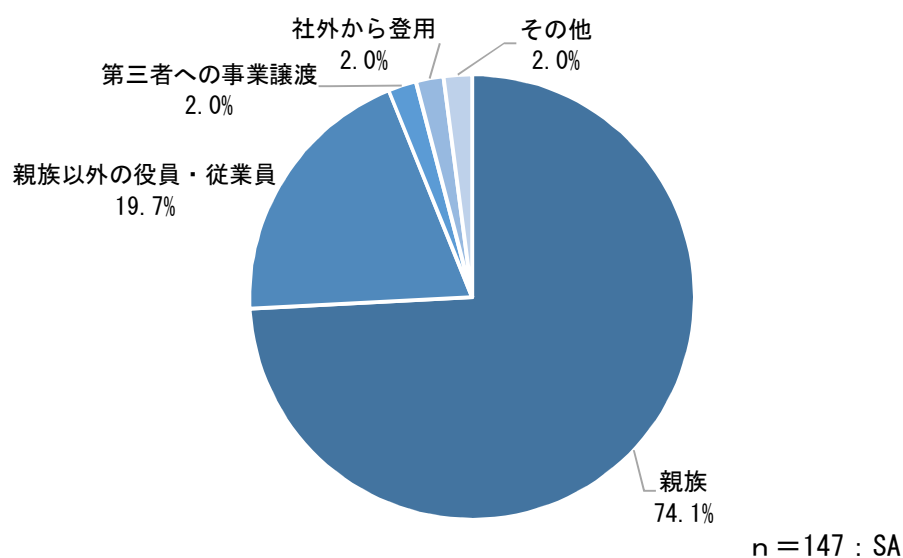


図 20 事業承継（後継者）の内訳



(6) 経営上の課題と今後取り組みたいこと

経営上の課題（問題点）について、「従業員の確保」と回答した割合が22.0%と最も高く、次いで「原材料の不足・価格の上昇」（14.9%）と続いています。

経営戦略上、今後、取り組みたい（力を入れていきたい）ことについては、「人材の確保・育成」が23.8%と最も高く、次いで「販路拡大」（15.2%）、「新商品・新サービスの展開」（11.7%）と続いています。

また、自由回答における具体的な内容としては、人材の確保・育成のための働きやすい環境の整備、人材不足を補うためのデジタル化、社会変化に対応するための新事業の展開などが挙げられています。

図 21 経営上の課題(問題点)

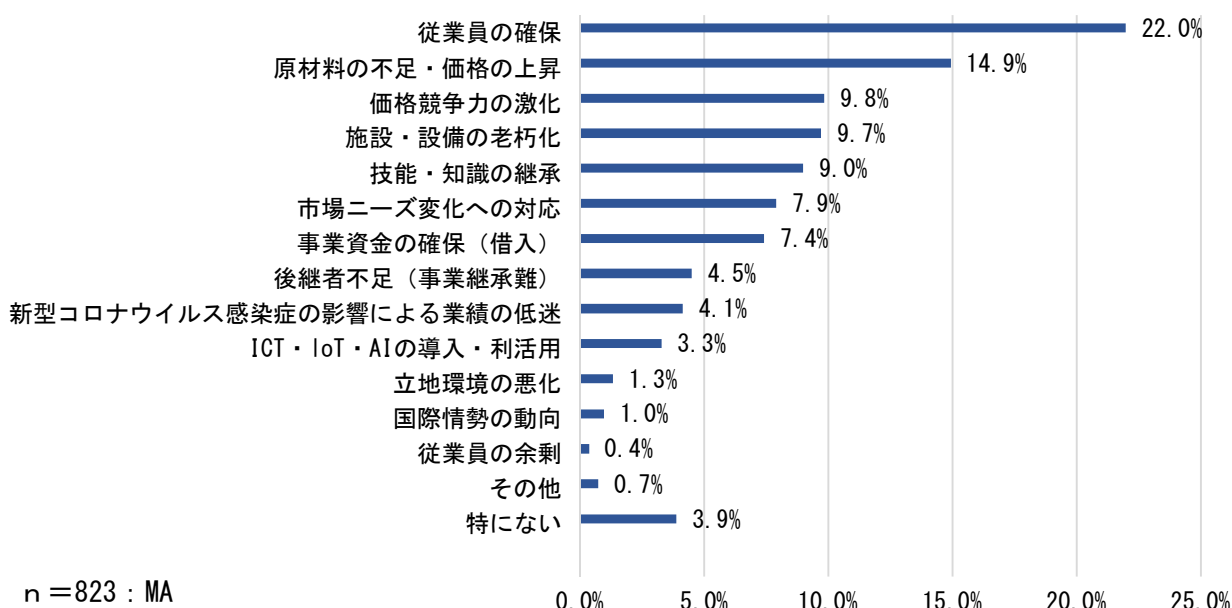
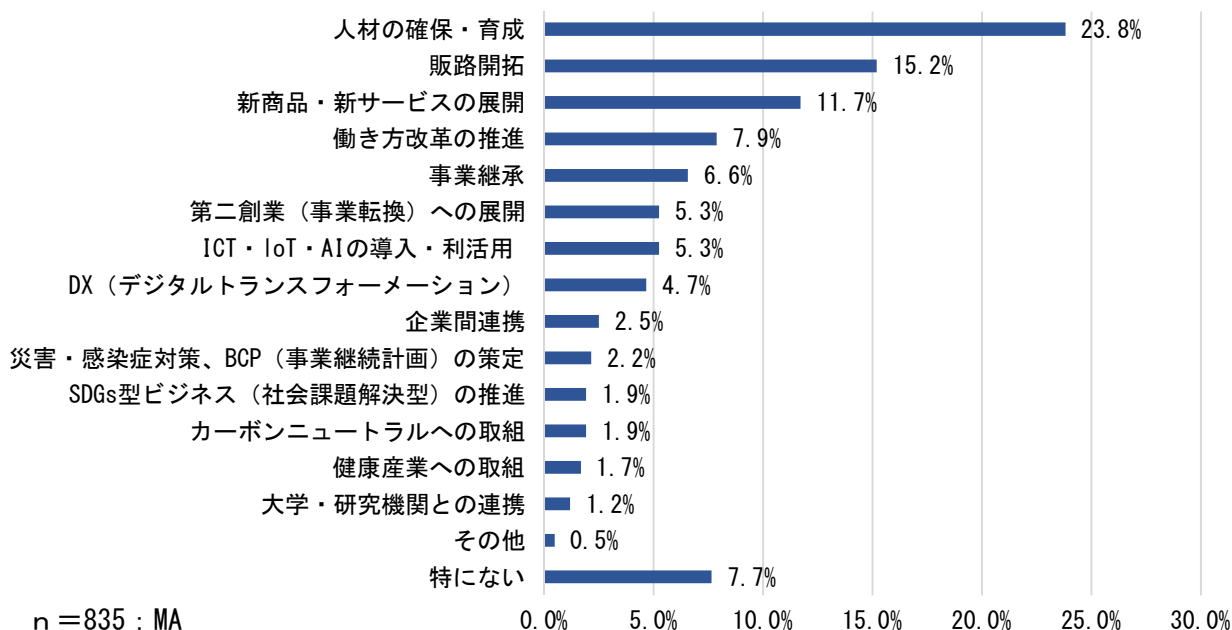


図 22 経営戦略上、今後、取り組みたい（力を入れていきたい）こと



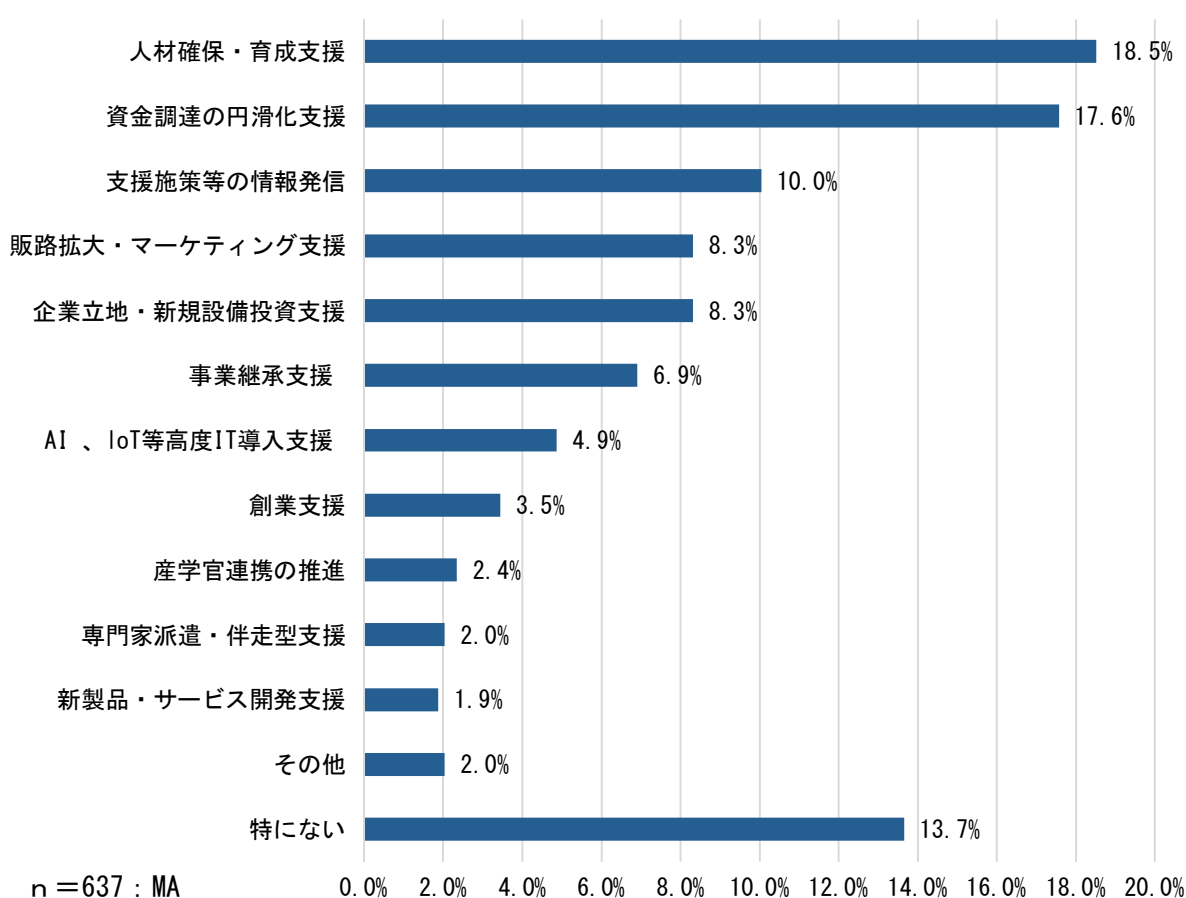
(7) 水戸市に期待する支援や取組

今後、取り組みたいこととして挙げられている人材確保・育成や販路開拓、新商品・新サービスの展開への取組と関連して、「人材確保・育成支援」(18.5%)「資金調達の円滑化支援」(17.6%)を期待する中小企業者が多いことが分かります。

自由回答における具体的な支援内容としても、人材育成のためのセミナーの開催や資金調達のための支援(補助金の拡大や低金利の融資など)が多く挙げられています。

また、「支援施策等の情報発信」を期待している中小企業者も10.0%となっており、支援策の実施とともに、市からの積極的な情報発信も必要とされています。

図 23 水戸市に期待する支援や取組



5 課題の整理

社会経済状況の変化や中小企業者へのアンケート調査結果等を踏まえ、以下のとおり、課題を整理します。

(1) 事業の成長・発展に関する課題

人口減少・高齢化や経済のグローバル化に加え、コロナ禍や物価高騰など、中小企業者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

アンケート調査の結果からは、多くの中小企業者が、原材料の不足・価格の上昇、価格競争力の激化を経営課題としており、利益確保に苦労している現状が伺えます。

このような中で、中小企業者が将来にわたって成長・発展するためには、販路開拓や付加価値の高い商品・サービスの開発、新たな分野への進出・転換など、経営の革新、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

あわせて、今後も起こりうる世界的な感染症の拡大や、近年頻発する大規模災害などに対応するため、中小企業者においては、事業継続計画（BCP）の策定等により、緊急時に備えておく必要があります。

(2) 外部環境の変化に関する課題

①DXの推進

コロナ禍により、非接触型ビジネスが求められたことから、経済活動におけるデジタル化が急速に進み、中小企業者においてもデジタル化への対応は必要不可欠となっています。

また、特に中小企業者は、労働力不足等の社会課題の影響を大きく受ける状況にあり、経営力強化・生産性向上のためには、デジタル人材の確保・育成を図りながら、AI、IoT、ビッグデータといった新しい技術を導入するなど、DXを推進していくことが求められています。

②GXの推進

国によると、中小企業者による温室効果ガス排出量は、1.2億トンから2.5億トンと推計されており、日本全体の排出量のうち、1割から2割を占めるとされています。そのような中で、大企業を中心に、サプライチェーン全体でカーボンニュートラルを目指す動きが進んでいることから、中小企業者においても積極的な取組が求められています。

しかしながら、アンケート調査の結果によると、多くの中小企業者は、自社の経営に何らかの影響があると感じつつも、財政基盤や情報面、人材面等の制約から具体的な対策を検討するに至っていない状況となっています。

今後、中小企業者がサプライチェーンの中で事業を継続していくためには、環境問題に関する当事者意識を持ち、クリーンエネルギーへの転換など、GXに関する取組を推進していく必要があります。

(3) 事業承継に関する課題

経営者の高齢化や後継者の不在を背景に、事業を次の世代に引き継ぐことが困難になる中小企業者の増加が見込まれています。

アンケート調査の結果によると、経営者の年齢は、60歳台（30.6%）の割合が最も高く、70歳台以上（21.8%）と合わせると全体の52.4%を占める結果となっています。そのような中で、後継者が決まっている企業は約2割にとどまっており、事業の承継や後継者の確保・育成に不安を抱えている事業者が多いことが分かります。

後継者のいない企業は休廃業・解散を余儀なくされるため、優れた技術や人材などの経営資源が失われ、地域にとっても大きな損失となります。

円滑な事業承継・引継ぎに向けて、後継者の育成のほか、事業を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングやM&Aを含めた事業譲渡等の対応を図る必要があります。

(4) 働く場の確保に関する課題

人口減少や経営者の高齢化など、社会経済状況の変化により、市内の事業所数は減少傾向となっています。事業所数の減少は、企業間取引や雇用者数の減少等を招き、地域経済の活力の低下につながる恐れがあります。

今後、事業所数の減少を抑制し、増加させていくためには、創業を促進することにより、新たな事業を生み出すとともに、企業誘致を推進するなど、魅力的な働く場の創出・確保を図る必要があります。

(5) 人材確保・育成に関する課題

中小企業者においては、少子化の進展を背景に生産年齢人口が減少していることに加え、大企業に比べ知名度や待遇の面で不利な状況に置かれていることなどから、人材の確保が喫緊の課題となっています。

アンケート調査の結果からも、経営課題として従業員の確保と回答した割合は2割を超え、最も高くなっています。

また、同調査において、今後取り組みたいこと及び市に期待する支援として、人材の確保・育成と回答した割合が最も高いことから、人材の確保とともに、育成も課題となっていることが分かります。

企業経営を支える人材の育成に向けて、中小企業者は人材育成のビジョンを持ち、従業員のモチベーションの向上のほか、社会経済状況や外部環境の変化に対応できる能力の開発等に取り組むことが求められています。

あわせて、中小企業者が将来にわたって持続的に事業活動を展開できるよう、女性やシニア世代の潜在的な労働力に加え、副業・兼業人材など、多様な人材の活用に向け、働き方改革の推進等により、働きやすく魅力的な職場をつくる必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

市内中小企業者が、本市の特性や地域の資源を生かし、創意工夫と自主的な努力により、持続的な成長を続けることは、地域経済の発展や市民生活の向上に欠かすことのできないものです。

そこで、本計画では、中小企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られるまちとしての本市の目指す姿を、次のように定めます。

地域経済の中核を担う中小企業・小規模企業が成長するまち

2 基本方針

目指す姿の実現に向け、中小企業者の振興を図るため、条例の規定及び中小企業者の抱える課題等を踏まえ、重点的に取り組む基本的な方向性として、3つの基本方針を定めます。

基本方針 1 経営の革新、経営基盤の強化

中小企業者の規模や業種、事業の発展段階に応じ、資金繰りや人材確保、賃上げ等に係る各種支援情報の提供、設備導入への補助など、総合的な支援を行います。

また、コロナ禍を契機としたテレワークの普及やDXの進展、GXの取組など、社会経済状況や外部環境の変化に柔軟に対応するとともに、成長のチャンスとなるよう、経営の革新、経営基盤の強化を促進してまいります。あわせて、中小企業者の事業継続を支援するため、後継者育成など事業承継の円滑化や大規模災害などへの備えに関する取組を促進します。

基本方針 2 企業誘致の推進、創業・スタートアップの促進

経営者の高齢化等により事業所数が減少する中で、市内産業が活力を維持していくため、新たな雇用の創出のほか、市内企業との新たな取引の拡大や技術提携の促進など、中小企業者の振興にも資する企業誘致を推進します。

また、創業や新事業の創出は、地域産業に刺激を与え、地域経済の活性化につながることから、相談窓口の設置や資金調達への支援など、創業期のステージに応じたきめ細かなサポートにより、創業・スタートアップを促進します。

基本方針 3 人材の確保・育成、多様な働き方の促進

少子化が進み、生産年齢人口の減少が続く中で、中小企業者の持続的な発展を図るため、企業情報の発信や求職者とのマッチング機会の創出により地元就職を促進するとともに、若手社員の早期離職の防止やリスキリング支援等により、従業員の意欲の向上やスキルアップを図るなど、人材の育成を支援します。

あわせて、有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減といった働き方改革の促進により、女性をはじめ、若者や子育て世帯等を含めた多様な人材が働きやすい環境づくりを支援します。

3 計画の目標

計画の基本方針である「経営の革新、経営基盤の強化」「企業誘致の推進、創業・スタートアップの促進」「人材の確保・育成、多様な働き方の促進」に沿って、「実質市内総生産」「事業所数」「従業者数」の3つの数値目標を設定します。

(1) 実質市内総生産

現況値 2020年(令和2年)

1,244,490百万円



目標値 2028年(令和10年)

1,420,800百万円

(2) 事業所数

現況値 2021年(令和3年)

12,442事業所



目標値 2028年(令和10年)

13,100事業所

(3) 従業者数

現況値 2021年(令和3年)

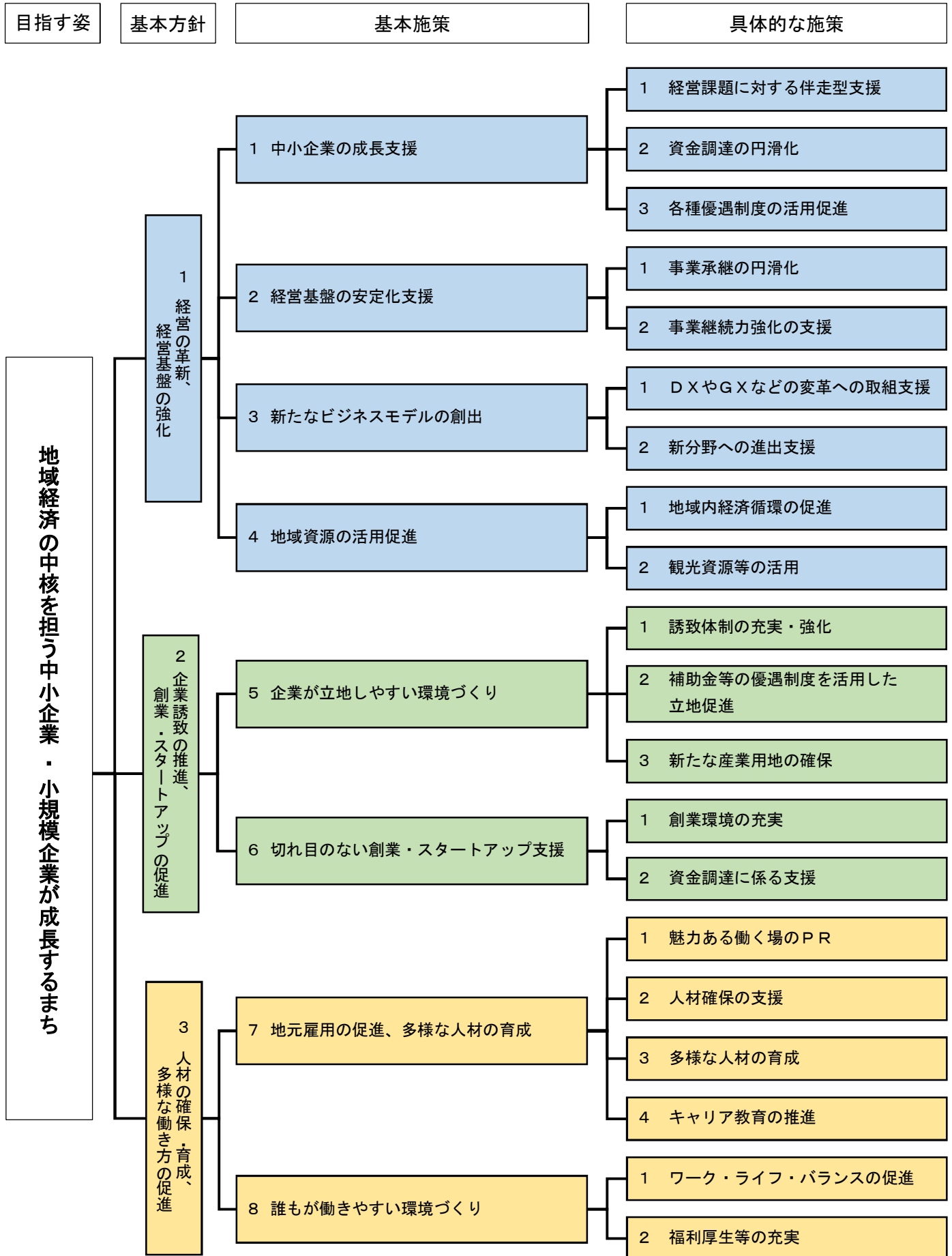
144,093人



目標値 2028年(令和10年)

145,100人

4 施策の体系



第4章 施策の展開

基本方針 1 経営の革新、経営基盤の強化

基本施策 1 中小企業の成長支援

商工団体等の支援機関と連携しながら、専門家による経営相談・指導等の充実を図るほか、新製品開発や販路拡大、生産性向上に向けた設備導入等への優遇措置の活用を促進し、経営力の向上に取り組む中小企業者を支援します。また、事業に必要な運転資金や設備投資などへの資金繰り支援のほか、国・県・市の優遇制度等のプッシュ型の情報提供を行います。

具体的な施策 1 経営課題に対する伴走型支援

主な事業	内容
経営相談窓口の開設	支援機関と連携し、専門家による無料の経営相談窓口の開設により、中小企業者の経営課題の解決を支援します。
産業活性化コーディネーターによる経営相談	産業活性化コーディネーターによる企業訪問等を通じ、経営課題の把握とその解決に向け、支援制度や企業間マッチングの提案などきめ細かな支援により、中小企業者の経営力強化を図ります。

具体的な施策 2 資金調達の円滑化

主な事業	内容
融資あっせんによる資金繰り支援	商工団体等と連携し、低金利での事業資金の融資あっせんにより、中小企業者の資金繰りを支援します。
利子・信用保証料補給による資金繰り支援	あっせん融資に係る利子及び信用保証料を補助することにより、中小企業者の資金繰りを支援します。
小規模企業者の資金繰り支援	経営改善に向けた資金であるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）に係る利子を補助することにより、小規模企業者の資金繰りを支援します。

具体的な施策 3 各種優遇制度の活用促進

主な事業	内容
優遇制度の効果的な情報発信	市独自の補助制度をはじめ、国や県等の各種優遇制度について、市ホームページ内に特設ページを作成するほか、プッシュ型の情報発信を行うことにより、活用を促進します。
市補助制度の活用促進	新製品開発や販路拡大、人材確保等に資する取組に係る経費を補助することにより、中小企業者の事業拡大を支援します。
生産性向上に係る先端設備の導入促進	先端設備導入に係る固定資産税の優遇制度により、中小企業者の設備投資を促進し、生産性や利益率の向上を支援します。

基本施策 2 経営基盤の安定化支援

支援機関との連携を強化し、相談会を開催するなど、後継者問題を抱える中小企業者の円滑な事業承継や後継者育成を支援します。

また、BCP策定に係るセミナーの開催など、近年多発する自然災害や感染症などによる被害を軽減し、事業を継続していくための取組を支援します。

具体的な施策 1 事業承継の円滑化

主な事業	内容
支援機関との連携強化	支援機関との連携を強化し、事業承継に課題を抱える企業情報を共有し、窓口へあっせんするなど、中小企業者への確実な支援につなげます。
事業承継相談会の開催	支援機関との連携により、事業承継の専門家によるセミナーや相談会を開催し、中小企業者の事業承継を支援します。
事業承継計画の策定支援	国の策定マニュアルの活用を促進しながら、計画的な後継者育成や事業承継が図られるよう、中小企業者の事業承継計画の策定を支援します。
後継者育成への支援	後継者育成に係る研修会への参加費等を補助することにより、中小企業者における後継者の育成を支援します。
産業活性化コーディネーターによる企業ニーズの掘り起こし	産業活性化コーディネーターによる企業訪問等を通じ、中小企業者の事業承継に係る課題やニーズの掘り起こしを行うなど、現状把握に努めながら、課題解決に向けた支援を行います。

具体的な施策 2 事業継続力強化の支援

主な事業	内容
BCP及び事業継続力強化計画等の策定支援	商工団体等と連携しながら、BCP及び事業継続力強化計画の策定に係るセミナー等を開催するなど、中小企業者の事業継続力強化への取組を支援します。
産業活性化コーディネーターによる周知・啓発	産業活性化コーディネーターによる企業訪問等を通じ、緊急時への備えの重要性等について、周知・啓発を行い、中小企業者の事業継続力強化への意識向上を図ります。

基本施策3 新たなビジネスモデルの創出

D Xに係る先進的な取組事例の認定や、業種の垣根を超えた企業間マッチングの促進により、新たなビジネスモデルの創出など、経営の革新を支援します。

また、地球温暖化の進行や、それに伴う気候変動等により、世界的に環境意識が高まっていることから、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化への対応を図るとともに、新たなビジネスチャンスの創出に向け、意識啓発に取り組むほか、設備投資等に係る支援を行います。

具体的な施策1 D XやG Xなどの変革への取組支援

主な事業	内容
D X先進事例の表彰	D X推進に係る先進的な事例を表彰し、PRすることにより、中小企業者におけるD Xの取組を促進します。
D X推進の支援	D X推進に資する設備投資やシステム導入等に係る経費を補助することにより、中小企業者におけるD Xの取組を促進します。
G X推進の支援	環境セミナーの開催など、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの普及啓発を図ります。あわせて、省エネルギー診断の積極的な受診を推奨しながら、LED照明等の省エネ設備や太陽光発電等のクリーンエネルギーの導入を支援することなどにより、中小企業者におけるG Xの取組を促進します。
環境マネジメントシステム取得の支援	エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認定に係る経費を補助することにより、環境に配慮した経営への取組を支援します。

具体的な施策2 新分野への進出支援

主な事業	内容
ビジネスマッチング会の誘致	金融機関等と連携し、ビジネスマッチング会を誘致することで企業間マッチングを促進することにより、新たな販路の開拓に加え、新分野への進出・転換を支援します。
産業活性化コーディネーターによる企業間マッチングの促進	県央地域内に配置している産業活性化コーディネーターの情報交換会を開催し、企業情報や支援事例を共有しながら、市町村を越えた企業間マッチングを促進することにより、新たな販路の開拓に加え、新分野への進出・転換を支援します。

基本施策4 地域資源の活用促進

快適な買い物環境の整備など、まちなかを中心とした商店街や個店等の更なる魅力アップを図るとともに、観光やプロスポーツ、コンベンション施設などの地域資源、納豆や農産物などの地場産品の活用を促進し、地域経済の循環、活性化を図ります。

具体的な施策1 地域内経済循環の促進

主な事業	内容
商店街の活性化	デジタル技術の活用など、時勢を捉えた取組を取り入れながら、商店街団体が実施する販売促進事業やイベント等の開催を支援することにより、魅力的な商店街づくりを促進します。
地域内通貨の導入に向けた検討	買い物の利便性の向上を図るとともに、域外からの資金の流入を増やししながら、地域内の経済循環を促進するため、地域通貨の導入に向けた検討を進めます。
地産地消の推進	地場農産物の安全安心をPRするとともに、ブランディングを推進することにより、飲食店や直売所等における消費拡大を図ります。あわせて、学校給食における地場農産物の活用等を推進します。

具体的な施策2 観光資源等の活用

主な事業	内容
各種観光やスポーツイベント等を活用した誘客促進	各種まつり等の観光イベントやプロスポーツチームのほか、歴史・文化施設等の地域資源を活用するとともに、地元商店会と連携した取組等を促進することにより、国内外の観光客を呼び込み、地域の経済活動の活性化を図ります。
地場産品の販路拡大	物産展の開催のほか、土産品セレクションの創設等により、工芸品等の地場産品の販路拡大を図ります。

基本方針 2

企業誘致の推進、創業・スタートアップの促進

基本施策 5 企業が立地しやすい環境づくり

市独自の優遇制度の活用を図るとともに、企業誘致コーディネーターによる土地建物や企業動向等の情報収集を行うほか、充実した交通ネットワークや暮らしやすい環境など、本市の魅力ある立地環境を積極的に発信することにより、市外からの企業立地を促進します。あわせて、誘致企業と市内企業との連携を図りながら、新たな取引の拡大や技術提携などを促進します。

また、産業系エリア指定制度の活用など、様々な手法により新たな産業用地の確保を図ります。

具体的な施策 1 誘致体制の充実・強化

主な事業	内容
企業誘致に係る支援体制の強化	企業誘致コーディネーターによる企業訪問等を通じ、土地建物の情報や企業動向等の情報収集を行いながら、立地希望企業とのマッチングのほか、誘致後のフォローアップを含め、きめ細かな支援を行います。あわせて、多様な企業ニーズに対し適切かつ迅速に対応するため、支援体制の強化を図ります。

具体的な施策 2 補助金等の優遇制度を活用した立地促進

主な事業	内容
工場や物流施設等新設の支援	市内に工場等を新・増設し、市民を新たに雇用する企業を対象に、補助内容の拡充を図りながら、土地や建物、償却資産の取得費等の補助や、取得した固定資産の課税免除を行うことにより、企業立地及び雇用の創出を促進します。
事務所開設の支援	中心市街地に事務所等を開設する企業を対象に、改装等に係る経費を補助することにより、企業立地及び雇用の創出を促進します。あわせて、各種支援策の情報提供を行うほか、関係機関と連携しながら、開設後の事業継続を支援します。
サテライトオフィス開設の支援	市内にサテライトオフィス等を新たに開設し、従業員が移住する企業を対象に、オフィスの開設等に係る経費を補助することにより、企業立地及び定住人口の増加を促進します。

具体的な施策 3 新たな産業用地の確保

主な事業	内容
産業系エリア指定制度等による用地確保	市街化調整区域において工場施設等の立地を可能とする産業系エリア指定制度を活用するなど、産業用地の確保を図ります。
民間未利用地情報の募集・活用	広く市民等へ周知を図りながら、民間未利用地を募集・登録し、立地希望企業へ情報提供を行います。
業界団体と連携した用地情報の収集・活用	県宅地建物取引業協会と連携しながら、用地情報の収集に努め、立地希望企業のニーズに合った土地情報の提供を行います。

基本施策6 切れ目のない創業・スタートアップ支援

本市における創業支援の拠点施設であるワグテイルの更なる活用を図るとともに、創業に係るセミナーを開催するほか、資金調達の支援など、創業期の各ステージに応じたきめ細かな支援を行います。

また、創業に係る各種支援情報を一元的に発信するWebサイトを作成し、効果的な情報発信を行います。

具体的な施策1 創業環境の充実

主な事業	内容
創業支援拠点の機能強化	ワグテイルにおけるワンストップ相談窓口の設置や専門家による無料相談会、セミナーの開催を行うほか、創業支援拠点としての更なる機能強化を図ることにより、創業希望者から創業後の事業者まで、幅広く継続的な支援を行います。
総合的な支援情報の発信	創業支援に係るWebサイトを開設し、情報の集約及び効果的な発信を行うことにより、各種支援制度の活用促進を図ります。
創業機運の醸成	大学生や高校生など若い世代を対象に、創業者の経験談やビジネスプラン作成に係る出前授業等を実施することにより、創業機運の醸成を図ります。
創業に係る各種セミナーの充実	関係機関と連携し、ニーズの把握や内容の充実を図りながら、創業に係る各種セミナーを開催し、創業を促進します。

具体的な施策2 資金調達に係る支援

主な事業	内容
創業期の事業継続の支援	創業者の広告宣伝や販売促進に係る取組に対して補助することにより、創業時における事業展開や創業後の事業継続を支援します。
新規出店の支援	中心市街地等の空き店舗への出店者を対象に、店舗改装等に係る経費を補助することにより、まちなかへの店舗開設を促進します。あわせて、各種支援策の情報提供を行うほか、関係機関と連携しながら、出店後の事業継続を支援します。
創業期の資金繰り支援	創業融資に係る利子を補助することにより、創業初期における資金繰りを支援します。

基本方針 3**人材の確保・育成、多様な働き方の促進****基本施策 7 地元雇用の促進、多様な人材の育成**

本市を含む県央地域の企業の魅力発信に努めるとともに、国や県等と連携しながら、企業説明会や就職面接会を開催するなど、学生等の求職者と企業のマッチング機会の創出を図ります。あわせて、採用に係るセミナーを開催するほか、各種支援制度の活用促進を図りながら、経営課題の解決につながる高い専門性やスキルを持つ副業・兼業人材など、幅広い人材の確保を支援します。

人材の育成に向けては、若手社員の早期離職の防止及び成長を促すとともに、従業員の新しいスキルや知識の習得など、リスキリングを支援します。また、高校生等のインターンシップの充実や小・中学生を対象とした職場見学等の実施に取り組みます。

具体的な施策 1 魅力ある働く場のPR

主な事業	内容
企業情報の発信	広域連携事業の一環として、企業紹介特設Webサイトによる県央地域の企業情報の発信に取り組み、域内の高校生や域内外の大学生のみとリターンや地元就職を促進します。
企業説明会、就職面接会の開催	県等との連携により、対面による企業説明会や就職面接会を開催します。あわせて、広域連携事業の一環として、オンラインによる企業説明会を開催し、県内や首都圏の学生と県央地域の企業とのマッチングの場を提供するとともに、企業情報を発信します。
学内企業説明会の開催	教育機関と連携し、市内企業の参加による学内企業説明会を開催することにより、学生の地元企業の理解を深めるとともに、地元就職を促進します。

具体的な施策 2 人材確保の支援

主な事業	内容
人材採用の支援	民間の人材紹介サービスの利用に係る経費等を補助することにより、高い専門性やスキルを持つ副業・兼業人材やデジタル人材等を含む人材の確保を支援します。
東京圏からの移住促進	特設Webサイトによる情報発信を行うほか、東京圏からの移住者へ支援金を交付することなどにより、市内への移住や地元企業への就職を促進します。
採用力向上の支援	中小企業者を対象に、採用活動におけるノウハウや求職者へのPR方法等の人材確保に資するセミナーを開催し、採用力向上を図ります。
優良工場の認定	周辺環境に調和した施設整備を進め、働きやすい環境づくりを实践する工場を認定・表彰することにより、従業員の勤労意欲の

	向上や、魅力的な企業の増加を図ります。
--	---------------------

具体的な施策3 多様な人材の育成

主な事業	内容
従業員のリスキリング支援	企業の経営力強化のほか、従業員のモチベーションの向上等にもつながることから、国等と連携し、中小企業者のリスキリングに対する理解を深めるとともに、補助制度の活用促進を図ることにより、従業員の新たなスキルや知識の習得を支援します。
デジタル人材の育成支援	I T、I o T、A I等のデジタルツールやロボットなどの活用は生産性向上・人手不足対策につながることから、経営者への意識啓発を図りながら、各種補助制度の活用を促進するなど、デジタル技術を活用できる人材の育成を支援します。
若手社員のスキルアップ支援	社会や職場で求められるビジネススキルを学ぶセミナーを開催し、若手社員の早期離職の防止及び成長を支援します。
資格取得や技術習得への支援	従業員の資格取得や様々な技術の習得に係る経費を補助することにより、中小企業における人材の育成を支援します。
優れた技能者の表彰	技能者の地位及び技能水準の向上に貢献した者を表彰することにより、技能の継承及び発展を図ります。

具体的な施策4 キャリア教育の推進

主な事業	内容
インターンシップの充実	教育機関と連携し、受入れ先となる中小企業者数の充実を図りながら、インターンシップを実施することにより、高校生等の地元就職を促進します。
職場見学、職場体験活動の実施	商工団体との連携により、小・中学生を対象に、事業所での職場見学や職場体験活動を実施し、職業観や勤労観の育成を図ります。

基本施策 8 誰もが働きやすい環境づくり

女性をはじめ、若者や子育て世帯等を含めた多様な人材が、仕事と子育て等の家庭との両立など、多様な働き方を選択できる職場環境づくりを促進するとともに、従業員の福利厚生等の充実を図ることにより、求職者に選ばれる魅力的な企業の創出を支援します。

具体的な施策 1 ワーク・ライフ・バランスの促進

主な事業	内容
テレワーク導入の促進	ハローワーク等との連携により、テレワーク導入に係る経費を補助するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。
仕事と家庭の両立支援	仕事と子育て等の家庭との両立や女性活躍等に関する経営者向けセミナーを開催するほか、専門家による相談会を実施するなど、働きやすい職場環境づくりを促進します。
働き方改革や子育て応援企業の拡大	ハローワーク等と連携しながら、くるみやえるぼし認定など、各種認定制度の周知・啓発等を行うことにより、認定取得を促進し、働き方改革や子育て応援に取り組む中小企業者の増加を図ります。

具体的な施策 2 福利厚生等の充実

主な事業	内容
市勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生の充実	市勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生事業の充実を図ることにより、従業員の福祉の向上を図ります。

第5章 推進体制と進行管理

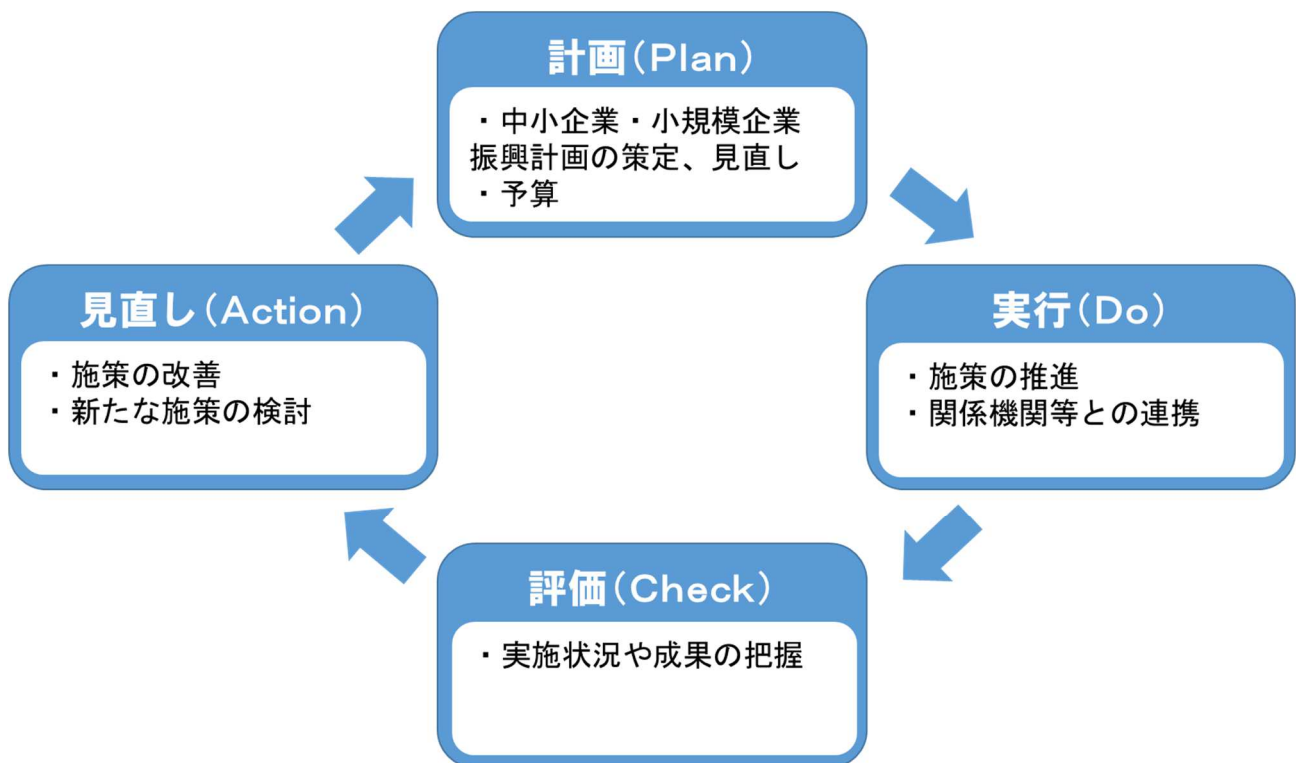
1 推進体制

本計画の推進に当たっては、商工団体や中小企業関係団体、金融機関、国や県など、中小企業者の振興に係る様々な主体と緊密に連携しながら、施策に取り組むこととします。

2 進行管理

本計画の目標を達成するためには、各施策を計画的に推進するとともに、その効果や成果について適切な進行管理を行っていく必要があります。

そのため、毎年度、数値目標のほか、施策の進捗状況を点検、評価するとともに、必要に応じて、事業者の意見も参考にしながら、事業の見直しや改善を行います。



参考資料

水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者その他の関係者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者に対して支援を行う団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の市内で金融業を行う事業者及び茨城県信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学並びに同法第124条に規定する専修学校であつて、市内に所在するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者の振興は、次に掲げる基本理念に沿って推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られる環境を整備していくこと。
- (3) 中小企業者並びに市、国、茨城県、大企業者、中小企業関係団体、金融機関等、教育機関及び市民が連携し、一体となつて行っていくこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保を図るものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、社会経済情勢の変化に適応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の革新、経営基盤の強化等に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、人材の確保及び育成を図るとともに、従業員の福利厚生の実充及び仕事と生活の調和を図ることが出来る労働環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域

社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に連携するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、持続可能な社会の実現に向けて、自らの事業活動を通じて地球環境の保全等に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、中小企業者が本市の経済や地域社会において果たす役割の重要性を認識し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者と連携するとともに、中小企業者との取引の適正化に努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者が行う経営の革新、経営基盤の強化等のための取組及び中小企業者の創業を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、中小企業者に対し、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施、有用な情報の提供等を行うことにより、中小企業者の経営の安定及び改善に関する協力並びに新たな産業の創出及び発展の支援に努めるものとする。

2 金融機関等は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、中小企業者と連携して行う社会科見学、職場体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力等を育てる教育を推進するよう努めるものとする。

2 教育機関は、教育活動を通じて、中小企業者が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組に協力するよう努めるものとする。

3 教育機関は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業者の振興が本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が生産し、製造し、又は加工する製品並びに提供するサービスの利用等により中小企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業者の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新、経営基盤の強化等を支援すること。
- (2) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (3) 中小企業者の創業及び円滑な事業承継を支援すること。
- (4) 中小企業者の円滑な資金調達を支援すること。
- (5) 中小企業者における地場製品の普及を促進するための活動を支援すること。
- (6) 中小企業者において、多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。
- (7) 中小企業者における本市の特色ある地域資源を活用した事業活動を支援すること。
- (8) 中小企業者の事業活動を通じた地球環境の保全への取組を支援すること。

(9) 中小企業者の振興に資する企業誘致を推進すること。

(10) 災害時等において、中小企業者が速やかに事業を再開するための取組を支援すること。

(計画の策定)

第 12 条 市は、前条の規定による施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業者の振興に関する計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、中小企業者の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(補則)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(水戸市小規模企業事業資金貸付条例及び水戸市中小企業振興条例の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市小規模企業事業資金貸付条例（昭和 47 年水戸市条例第 13 号）

(2) 水戸市中小企業振興条例（昭和 52 年水戸市条例第 12 号）

(水戸市小規模企業事業資金貸付条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現になされている前項の規定による廃止前の水戸市小規模企業事業資金貸付条例に基づく事業資金の貸付けについては、同条例第 4 条から第 8 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(水戸市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現になされている融資で付則第 2 項の規定による廃止前の水戸市中小企業振興条例第 13 条に規定する融資あっせんに基づくものについては、同条例第 16 条から第 19 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

水戸市中小企業・小規模企業振興計画

令和6年 月

水戸市 産業経済部 商工課

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

TEL : (029) 232-9185 (直通)

FAX : (029) 232-9232